

磐田市告示第305号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、次のとおり県が国土調査としての指定をしたので、同法第7条の規定により令和8年度地籍調査事業の実施について、次のとおり公示する。

令和8年5月27日

磐田市長 草地 博昭



- 1 国土調査として指定された日  
令和8年5月20日
- 2 調査を実施する者の名称  
磐田市
- 3 調査地域  
森下・立野・豊田西之島の各一部地区  
見付の一部地区1-1（その2）  
豊田西之島・森下・長森の各一部地区
- 4 調査面積  
0.36k㎡
- 5 調査期間  
令和9年3月31日まで